

## 港区小規模事業者登録制度について

港区では、競争入札参加資格登録のない区内中小企業者に、区の仕事の受注機会を提供することにより、区内中小企業者の経済活性化を図ることを目的とし、区が発注する工事等の請負、物品の買入れ、委託契約などのうち、「小額で簡易な契約」を希望する事業者の登録制度を設けています。

予定価格が130万円以下の工事、80万円以下の物品の購入等については、各所管課・事務局・総合支所・事務所・センター・学校・園等において、複数事業者からの見積り合せ（見積金額の比較）を行い、受注者を決定しています。

登録を希望する事業者は、以下のとおり申請してください。

なお、この制度は、受注を保証するものではありません。

### ●登録の対象となる事業者

次の1から7のすべてに該当する方

- 1 法人事業者の場合は、港区内に本店として登記簿上の本店所在地を置き、当該所在地において営業を行う者であること。また、個人事業者の場合は、港区内に住民登録があり、港区内で営業を行う者であること。
- 2 中小企業基本法第2条の範囲の事業者であること（中小企業基本法第2条の範囲の事業者であるかは本紙に参考として記載する中小企業基本法第2条の条文抜粋を参照して御確認ください。なお、特定非営利活動法人や財団法人等、中小企業基本法第2条に規定する事業者に該当しない事業者は登録できません。）。
- 3 港区競争入札参加資格（工事・物品）の登録をしていないこと。
- 4 成年被後見人、被保佐人、被補助人又は破産者でないこと。
- 5 登録・免許・許可等（以下「許可等」という。）を営業の要件とする業種について、当該許可等を受けていること。
- 6 経営不振の状態（会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項に基づき更正手続開始の申立てをしたとき、民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項に基づき再生手続開始の申立てをしたとき、手形又は小切手が不渡りになったとき等をいう。）にないこと。
- 7 港区の契約における暴力団等排除措置要綱（平成24年1月26日23港総契第1157号）に基づく入札参加除外措置を受けていないこと。

### ●申請等の方法

#### 1 新規申請・継続申請

港区小規模事業者登録申請書（第1号様式）に次の書類を添付し、提出してください。

##### （1）法人の場合

登記簿謄本（現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書）（発行から3か月以内の原本）

##### （2）個人の場合

次のア及びイの書類を添付してください。

ア 住民票（発行から3か月以内の原本で、個人番号がない又は黒塗りしたもの）

イ 個人事業の開業・廃業等届出書（税務署受付印が押印済みのもの）の写し  
（個人番号を黒塗りしたもの。）

※住民票及び個人事業の開業・廃業等届出書については、個人番号（マイナンバー）の記載があるものは、黒く塗りつぶしてください。

※個人事業の開業届をしていない事業者は、住民票のみ提出してください

## 2 変更の届出

登録内容に変更が生じた場合、港区小規模事業者登録変更届（第3号様式）に、次の書類を添付し、提出してください。

### (1) 法人の場合

変更事由	添付書類
商号又は名称	登記事項証明書
代表者氏名	
住所又は所在地	
印影	
代表者役職	なし
電話番号	
FAX番号	

### (2) 個人の場合

変更事由	添付書類
商号又は名称	・住民票 ・個人事業の開業・廃業等届出書 (届出をしている場合)
代表者氏名	
住所又は所在地	
代表者役職	なし
印影	
電話番号	
FAX番号	

## 3 抹消の届出

港区小規模事業者登録抹消届（第4号様式）を提出してください。  
なお、添付書類は不要です。

### ●登録受付時期

随時

### ●登録の有効期間

2023（令和5）年1月以降に登録申請した事業者は2028（令和10）年6月30日までです。

2022（令和4）年12月31日までに登録された事業者の登録有効期間は、2023（令和5）年6月30日に満了しています。

引続き、区との契約を希望する場合には、申請書等を提出してください。

### ●提出場所及び受付時間

#### 1 提出場所

〒105-8511 東京都港区芝公園一丁目5番25号  
港区役所10階 契約管財課契約係 窓口（持参又は郵送）

#### 2 受付時間

午前8時45分から正午まで、午後1時から5時まで

### ●申請書等

港区ホームページ「様式のダウンロード」

(<https://www.city.minato.tokyo.jp/keiyaku/kuse/nyusatsu/keyaku/shinsesho/shokibo.htm>  
1) に掲載しています。

### ●問合せ

契約管財課契約係 電話 03-3578-2141~3・2134・2137・2298

【参考】

中小企業基本法（昭和三十八年七月二十日法律第百五十四号）第2条抜粋

（中小企業者の範囲及び用語の定義）

第二条 この法律に基づいて講ずる国の施策の対象とする中小企業者は、おおむね次の各号に掲げるものとし、その範囲は、これらの施策が次条の基本理念の実現を図るため効率的に実施されるように施策ごとに定めるものとする。

- 一 資本金の額又は出資の総額が三億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人であって、製造業、建設業、運輸業その他の業種（次号から第四号までに掲げる業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの
  - 二 資本金の額又は出資の総額が一億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であって、卸売業に属する事業を主たる事業として営むもの
  - 三 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であって、サービス業に属する事業を主たる事業として営むもの
  - 四 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人であって、小売業に属する事業を主たる事業として営むもの
- 2 この法律において「経営の革新」とは、新商品の開発又は生産、新役務の開発又は提供、商品の新たな生産又は販売の方式の導入、役務の新たな提供の方式の導入、新たな経営管理方法の導入その他の新たな事業活動を行うことにより、その経営の相当程度の向上を図ることをいう。
- 3 この法律において「創造的な事業活動」とは、経営の革新又は創業の対象となる事業活動のうち、著しい新規性を有する技術又は著しく創造的な経営管理方法を活用したものをいう。
- 4 この法律において「経営資源」とは、設備、技術、個人の有する知識及び技能その他の事業活動に活用される資源をいう。
- 5 この法律において「小規模企業者」とは、おおむね常時使用する従業員の数が二十人（商業又はサービス業に属する事業を主たる事業として営む者については、五人）以下の事業者をいう。